

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

働きやすい環境を作ることによって、職員が仕事と子育ての両立など、仕事と生活の調和を図ることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮することができるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和4年9月1日から令和6年8月31日

2. 目標と取組内容

目標1：不妊治療をしている職員が、仕事との両立ができるよう職場環境を整備する。

### 【取組】

- ・2022年9月～ 実態調査,分析等を行う。
- ・2023年4月～ 不妊治療についての理解を深めたり、導入できる制度について検討する。

目標2：育児介護休業法の改正を受け、制度の周知、規程の整備を行う。  
特に、男性職員が育児休業を取得できるよう環境整備を行う。

### 【取組】

- ・2022年9月～ 改正育児休業法について学習会を開き、規程等の改定作業を行う。
- ・2022年10月～ 制度周知と育児休業取得推進のための環境整備等を行う。

目標3：男性育児休業取得者1名を目指す。